



INDEX

◇介護保険とは…P74 ◇介護予防・日常生活支援総合事業…P78 ◇福祉サービスについて…P80

介護保険とは

保険料を納付し、介護が必要になった場合に、費用の一部を支払って介護サービスを受けることができる社会保険制度です。

+

 加入する人

取扱窓口 高齢福祉課介護保険料グループ

TEL 632-2907

高齢福祉課認定審査グループ

TEL 632-2986

第1号被保険者 65歳以上の人。

第2号被保険者 40歳以上64歳までの医療保険加入者。

+

 介護サービスを利用できる人

第1号被保険者 介護や支援が必要になり、市の要介護(支援)認定を受けた人。

第2号被保険者 初老期の認知症など国が定める16種類の病気が原因で介護や支援が必要になり、市の要介護(支援)認定を受けた人。

+

 保険料

第1号被保険者 世帯内の市民税課税の有無や、前年の合計所得金額に応じて、所得段階別(13段階)に決まります。

第2号被保険者 加入している医療保険ごとの算出方法に基づき決まります。

+

 保険料の納め方

第1号被保険者 年額18万円以上の年金を受給している人は、年金から差し引かれます。年金からの差し引きにならないうちは、納付書か口座振替による納付になります。

第2号被保険者 介護保険料は、各医療保険の保険料とあわせて納めます。詳しくは、加入している医療保険の保険者に確認してください。

+

 給付制限

取扱窓口 高齢福祉課介護保険料グループ

TEL 632-2907

高齢福祉課介護サービスグループ

TEL 632-2906

納期限を過ぎても介護保険料が未納の場合、介護サービスを利用するときに、保険給付の制限を受ける場合があります。

+

 介護サービスを受けるための手続き

▶要介護・要支援認定申請

取扱窓口 高齢福祉課認定審査グループ

TEL 632-2986

介護サービスを利用するためには、介護保険被保険者証(第2号被保険者は医療保険証の写し)、個人番号関係書類を添えて、高齢福祉課(市役所2階)または各地区市民センター・出張所に介護の必要度(要介護度)の認定を受けるための申請をします。認定には、主治医(かかりつけ医)の意見書が必要となりますので、事前に医師と相談してください(申請書に、医療機関の名称、主治医の氏名などを記入することになります)。また、居宅介護支援事業者や介護保険施設、または地域包括支



援センターに申請の代行を依頼することもできます。認定の結果は、通常申請日から30日程度で通知されます。なお、転入前の住所地で認定を受けていた人は、宇都宮市に転入した日から14日以内に、前住所地で発行された介護保険受給資格証明書を添えて、市へ申請すると前住所地で受けた要介護・要支援の認定を引き継げる制度があります。

▶ **居宅サービス計画等作成依頼(変更)届**

取扱窓口 高齢福祉課 TEL 632-2906

在宅でサービスを利用したい場合は、居宅サービス計画(ケアプラン※)を作成しなければなりません。この計画の作成を居宅介護支援事業者(小規模多機能型を含む)や地域包括支援センターに依頼した場合は、依頼した事業者名を市へ届け出る必要があります。

※要介護認定を受けた高齢者が介護サービスを受ける場合に、それぞれの状況や要望に基づいて、今後どのような生活を送っていきたいのかなどの目標を設定し、利用する介護サービスの種類や頻度を定める計画書です。

介護サービスの種類

取扱窓口 高齢福祉課 TEL 632-2906

+ **居宅サービス**
(在宅あるいは施設に通って受けるサービス)

▶ **訪問介護(ホームヘルプサービス)**

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助を行います。通院などのための乗降介助も利用できます。

▶ **訪問入浴介護/介護予防訪問入浴介護**

介護職員と看護職員が居宅を訪問し、特殊浴槽を提供して、入浴介護を行います。

▶ **訪問看護/介護予防訪問看護**

医師の指示に基づき、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。

▶ **訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリテーション**

医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

▶ **居宅療養管理指導/介護予防居宅療養管理指導**

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

▶ **通所介護(デイサービス)**

通所介護施設で、入浴や食事など日常生活上の世話や機能訓練を日帰りで行います。

▶ **通所リハビリテーション(デイケア)/介護予防通所リハビリテーション**

医師の指示に基づき、介護老人保健施設などで、リハビリテーションを行います。

▶ **短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)/介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護**

特別養護老人ホームや介護老人保健施設などに短期間入所して、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の世話および機能訓練を行います。また、(介護予防)短期入所療養介護においては、その他必要な医療も提供されます。

▶ **特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護**

介護保険の指定を受けた有料老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)などで、入居している人に入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話をを行います。

▶ **福祉用具貸与/介護予防福祉用具貸与**

日常生活をする上で必要な車いすや特殊ベッドなどを貸与します。

▶ **福祉用具購入費の支給/介護予防福祉用具購入費の支給**

入浴や排せつなどに用いる福祉用具について、年間(4月~翌年3月)10万円の購入費を限度に、その9割、8割または7割を支給します。なお、県または市が指定した業者以外で購入した場合や対象種目以外は、保険給付の対象になりません。

〈広告〉

えがおひろがる・こころつながる

社会福祉法人 正恵会

グランメールグループ

🌿 特別養護老人ホーム 宝寿苑

🌿 グループホーム 宝寿の里

🌿 ホームタウンほそや

🌿 ホームタウン宝木

🌿 上河内デイサービスセンター

🌿 ホームタウン上河内

🌿 訪問看護ステーション青い鳥

〒320-0075 宇都宮市宝木本町1768

TEL028(665)0520 FAX 028(665)0370

次世代型リハビリデイサービスセンター

グッドエイジクラブ宇都宮 TEL 028-688-0612

ケアプラン作成・宇都宮西北地区

ケアプランセンター青い鳥 TEL 028-688-0132

上河内在宅介護支援センター TEL 028-674-8812

正恵会HP
はこちら

SNSも更新中!!

▶ 住宅改修費の支給／介護予防住宅改修費の支給

住所地の住宅に対する、日常生活をする上で必要な手すりの取り付けや段差解消などについて、原則として一生涯に20万円の改修費を限度に、その9割、8割または7割を支給します。

※すべての住宅改修について、改修前に市に事前申請し、承認を受けることが必要です。

▶ 紙おむつ購入費の支給(市町村特別給付)

在宅で要介護1～5の人が使用する紙おむつについて、1カ月当たり5,500円の購入費を限度に、その9割、8割または7割を支給します。

※介護保険施設や病院に入所・入院中の期間や、要支援の認定を受けた期間に購入されたものは対象になりません。

■ 地域密着型サービス

▶ 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に、「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の世話および機能訓練を行います。

▶ 看護小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に「訪問(介護)」や「泊まり」に加え、看護師などによる「訪問(看護)」も組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴や食事など日常生活上の世話や療養上の世話などを行います。

要支援の認定を受けた人は、利用できません。

▶ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期的な巡回や随時通報への対応を行います。要支援の認定を受けた人は、利用できません。

▶ 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症で介護を必要とする人を対象に、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、共同生活を送りながら、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の世話および機能訓練を行います。要支援1の認定を受けた人は利用できません。

▶ 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

通所介護施設で、認知症で介護を必要とする人を対象に、入浴や食事など日常生活上の世話や機能訓練を日帰りで行います。

▶ 地域密着型通所介護

定員が18人以下の通所介護施設で、入浴や食事など日常生活上の世話や機能訓練を日帰りで行います。

▶ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(入所定員が29人以下の小規模な特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で、自宅で介護を受けることが困難な人が入所します。入浴、排せつ、食事などの介護や相談・援助、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行います。要支援の認定を受けた人は、利用できません。

■ 施設サービス(施設に入所・入院して受けるサービス)

※要支援の認定を受けた人は、利用できません。

▶ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

要介護3～5の認定を受けた、常時介護が必要で、自宅で介護を受けることが困難な人が入所します。入浴、排せつ、食事などの介護や相談・援助、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行います。

▶ 介護老人保健施設(老人保健施設)

在宅生活への復帰を目指し、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練を中心に、その他必要な医療や日常生活上の世話を行います。

▶ 介護医療院

長期療養が必要な人を対象に、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話や機能訓練その他の必要な医療を行います。

利用者負担など

取扱窓口 ▶ 高齢福祉課 TEL 632-2906

■ 利用者負担

原則、サービスを利用したときの利用者負担は、介護保険対象経費の1割、2割または3割です。なお、以下の軽減措置があり、申請を行うことにより、給付費の支給や利用者負担などの減免を受けることができます。

▶ 高額介護(予防)サービス費の支給

1カ月間に支払った利用者負担額(同じ世帯に複数の利用者がいる場合は世帯合計額)が、所得に応じた利用者負担の上限を超えた場合、その超えた分が「高額介護(予防)サービス費」として支給されます。

▶ 高額医療合算介護(予防)サービス費の支給

1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)に支払った医療費と介護サービス費の自己負担を合算した額が、所得に応じた自己負担限度額を超えた場合、「高額医療合算介護(予防)サービス費」が支給されます。

〈広告〉

医療法人 社団 竹山会
介護老人保健施設
いこいの郷

優しいふれあい、
そして和やかな日々のために...

●介護老人保健施設 ●通所リハビリテーション
●介護予防通所リハビリテーション

〒321-0973 栃木県宇都宮市岩曾町1104番地4
TEL 028-613-3225

【関連施設】南那須介護老人保健施設
栃木県那須烏山市鴻野山212番地2 TEL 0287-88-6213

▶ **負担限度額認定(食費や居住費などの軽減)**

収入要件などによって、施設サービス(地域密着型介護老人福祉施設を含む)や短期入所サービスを利用する際の食費と居住費(滞在費)を減額します。

▶ **社会福祉法人などのサービスに係る利用者負担の軽減**

軽減措置を申し出た社会福祉法人のサービスを利用する際に収入要件などによって、利用者負担や食費・居住費(滞在費)を減額します。

▶ **特別な事情による利用者負担の減免**

自然災害や火災などの災害によって住宅や家財などに著しい被害を受けた場合などは、利用者負担を減免します。

介護の相談

⊕ **介護保険に関する相談**

取扱窓口 **高齢福祉課**

TEL 632-2986・2906・2907

介護サービスの利用方法、保険料、その他介護保険に関する相談などをお受けします。お気軽にご相談ください。

⊕ **地域包括支援センター**

取扱窓口 **高齢福祉課 TEL 632-2357**

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送ることができるよう、介護や福祉、健康、医療に関することなど、本人や家族からのさまざまな相談に応じています。



⊕ **家族介護教室**

取扱窓口 **高齢福祉課 TEL 632-2357**

要介護高齢者の状態の維持・改善を図るため、適切な介護知識・技術、介護・福祉サービスの利用方法を習得すること、介護者同士の情報交換などを内容とした教室を開催します。

〈 広告 〉

営業部門

- 交通警備 駐機場警備 巡回
- 機械警備 常駐警備 保安警備
- 列車見張
- ホームセキュリティ
- 介護セキュリティ

株式会社太陽警備保障

〒320-0851 宇都宮市鶴田町1961

☎ 028-648-1138(代)

FAX 028-647-3448

高齢者福祉

〈 広告 〉

住所 宇都宮市岩曾町77番地1

特別養護老人ホーム **宇都宮式番館** TEL 028-622-0003

住所 宇都宮市岩曾町131番地1

特別養護老人ホーム **宇都宮式番館** TEL 028-650-0005

特別養護老人ホーム **さがた園** TEL 0289-60-0005

介護付有料老人ホーム **ウェルケアひよし** TEL 0289-60-0001

特別養護老人ホーム **ひが喜の里** TEL 0288-30-5511

特別養護老人ホーム **喜む茶亭** TEL 0288-32-0003

地域密着型特別養護老人ホーム 小規模多機能型居宅介護支援事業 **きわだの郷** TEL 0288-32-0002

社会福祉法人 日光福栄会 **介護のこと、ご利用できるサービスのこと等 お気軽にご相談ください!**

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう、地域での介護予防の取組や住民主体の活動を支援しながら、高齢者の状況に応じた多様で柔軟なサービスを提供します。

介護予防・日常生活支援総合事業には、要支援認定を受けている人などのための介護予防・生活支援サービス事業と、65歳以上の全ての人を対象とした一般介護予防事業の2種類があります。

介護予防・生活支援サービス事業

取扱窓口 高齡福祉課 TEL 632-2906

介護予防・生活支援サービス事業を利用できる人

介護保険の要支援1・2の認定を受けた人、基本チェックリスト(※)により生活機能の低下が見られた人。

※25項目からなる生活状況などに関する簡易な質問に、「はい」「いいえ」で答え、その回答結果で、介護予防・生活支援サービス事業の対象者に該当するかどうかをチェックするもの

介護予防・生活支援サービス事業を受けるための手続き

要介護・要支援認定を希望する場合は、高齡福祉課などで要介護・要支援認定申請(※1)を行ってください。また、基本チェックリストを希望する場合は、お住まいの地区を担当する地域包括支援センター(※2)にご相談ください。(83ページ図参照)

※1 要介護・要支援認定申請については、74ページをご覧ください。

※2 地域包括支援センターについては、122ページをご覧ください。

サービスを利用する場合は、お住まいの地区を担当する地域包括支援センターにケアプラン(※)の作成を依頼します。

※ケアプランについては、75ページをご覧ください。

介護予防・生活支援サービス事業の種類

訪問型サービス

- ホームヘルパーが定期的に居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います(サービス相当)。
- 市が実施する研修の修了者などが定期的に居宅を訪問し、生活援助を行います(サービスA)。

- 地域住民やNPOなどが定期的に居宅を訪問し、安否確認を兼ねた簡単な家事援助などを行います(サービスB)。
- 専門職が、居宅に訪問し生活機能を改善するため、介護予防に関する短期的な指導を行います(サービスC)。

通所型サービス

- 通所介護(デイサービス)施設で、日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援などを日帰りで行います(サービス相当)。
- 身近な通所介護(デイサービス)施設で、介護予防に向けた運動やレクリエーションなどを行います(サービスA)。
- 自治会公民館などの身近な交流施設で、介護予防に向けた簡単な運動やレクリエーションなどを行います(サービスB)。
- 生活機能を改善するため、運動器・口腔機能の向上や栄養改善などの短期的な指導を行います(サービスC)。

その他の生活支援サービス

- 栄養改善や見守りを目的とした配食サービスを行います。

利用者負担

取扱窓口 高齡福祉課 TEL 632-2906

原則、サービスを利用したときの利用者負担は、サービスにかかった費用の1割、2割または3割です。利用するサービスによって、利用者負担とは別に食費や日常生活費などが必要になる場合や、介護保険の対象とならないサービス費用もあります。

< 広告 >

*** 福祉施設を運営する学校、実践から得られる貴重な経験**

**福祉の学びは
栃木介護福祉士専門
学校へ**

宇都宮市鶴田町1432-1
☎: 028-612-7062

栃木介護福祉士専門学校



ほうあいかい
社会福祉法人 蓬愛会

人を愛し
今日を楽しく
地域と共に



ケアプラザ而今

- 特別養護老人ホーム
- ショートステイ
- デイサービス
- ホームヘルパー
- ケアプラン作成
- 配食サービス
- ケアハウス

宇都宮市砥上町 54-1
☎: 028-649-2940

アオーラ而今

ケアハウス
(自立から介護まで皆様のご利用が可能です)

養護老人ホーム
(環境や経済上の理由で生活が困難な方のための施設です)

宇都宮市陽東 3-15-15
☎: 028-683-1200

カルペ而今

特別養護老人ホーム

宇都宮市砥上町54-2 ☎: 028-612-7320

美 渉

福祉コミュニティ、特別養護老人ホーム、クリニック、保育園、カフェ等

宇都宮市砥上町 54-1
☎: 028-649-1165

一般介護予防事業

取扱窓口 **高齢福祉課 TEL 632-2357**

一般介護予防事業は、要介護認定を受けていない65歳以上の人が対象です。

はつらつ教室(介護予防教室)

介護予防のための運動の実技や栄養改善・口腔機能の向上、認知症予防について学ぶ教室。

いきいき健康教室(サッカー・自転車・バスケットボール)

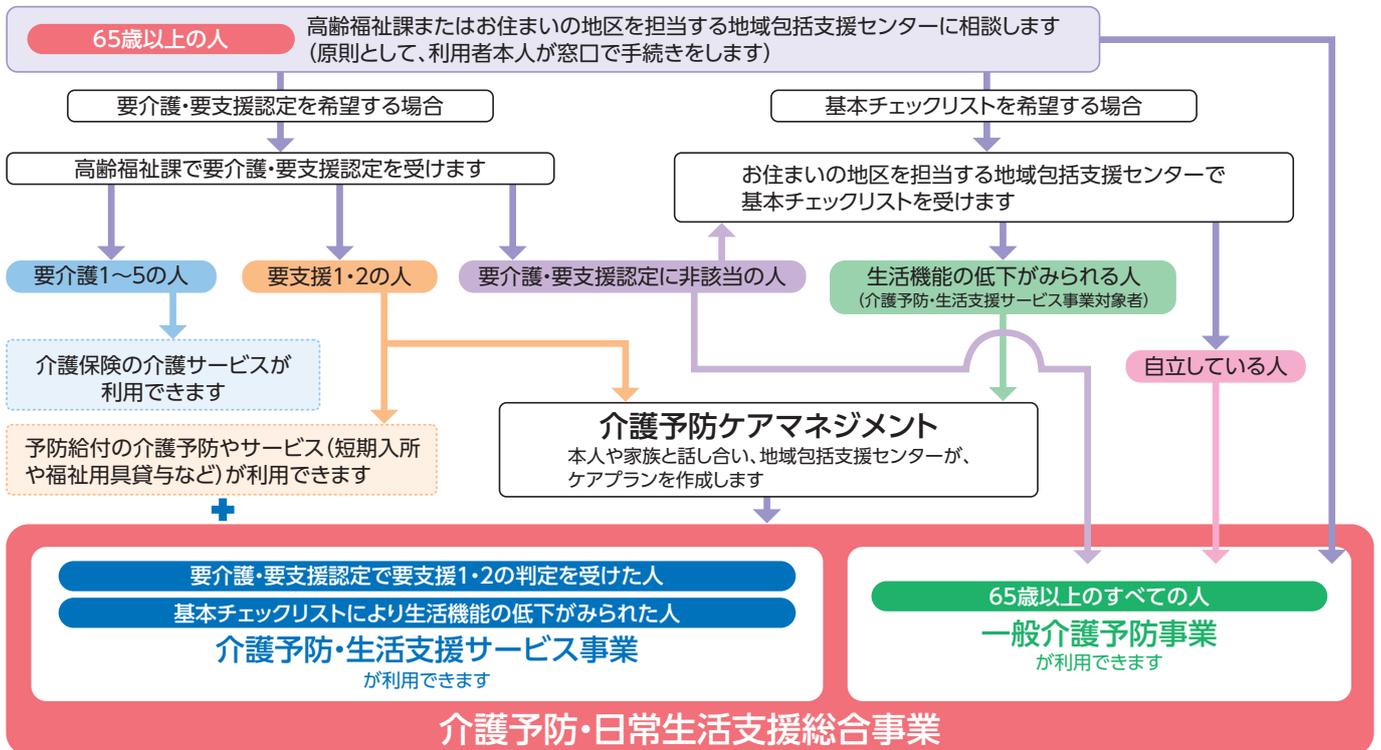
プロスポーツチーム(栃木SC・宇都宮ブリッツェン・宇都宮ブルックス)の選手などと一緒にストレッチや簡単な運動などを行う教室。

高齢者等地域活動支援ポイント事業

取扱窓口 **市社会福祉協議会 TEL 614-8011**
高齢福祉課 TEL 632-2367

60歳以上の人取り組む「地域貢献活動」や65歳以上の人取り組む「健康づくり活動」に対してポイントを付与し、貯めたポイントを市の施設利用券や図書カードなどの活動奨励物品、介護保険料への充当など、高齢者の社会活動への参加を支援します。

利用までの流れ



高齢者福祉

〈 広告 〉

訪問美容愉快な宇都宮
PayPay

BAR SAZON
Cocoa
訪問美容室

福祉理美容出張サービス 補助券 使えます!
自宅や病院・施設へ出張いたします
ご家族どなたでもご利用ください!

訪問美容室COCOA

受付時間:9時~20時 定休日:無休
宇都宮市岩曾町975
☎080-4439-4144

在宅医療のご相談は...

訪問看護ステーション
Fullness (ふるねす)
TEL.028-612-7453

居宅介護支援事務所
Fullness+
TEL.028-616-3782

アインスケア訪問介護事務所
TEL.070-2666-9464

YTW 株式会社YTW
栃木県宇都宮市陽南2丁目14-14

福祉サービスについて

高齢者、障がい者などを支援する福祉サービスです。

高齢者福祉

サービス

▶ 食の自立支援事業(配食サービス)

取扱窓口 高齢福祉課 TEL 632-2358

在宅でおおむね65歳以上の単身世帯や高齢者のみの世帯で調理が困難および栄養改善が必要な人に対し、週1~5回、昼食または夕食の弁当をご自宅にお届けします(自己負担あり)。

▶ 高齢者短期宿泊事業

取扱窓口 高齢福祉課 TEL 632-2357

おおむね65歳以上の要介護(支援)認定を受けていない人が、一時的に家族などの支援を受けることが困難となった場合や、生活習慣の適切な指導や体調の調整が必要な場合に、養護老人ホームなどの空床を短期間利用することができます(自己負担あり)。

▶ ^{はいかい}徘徊高齢者などの位置探索システム利用助成事業

取扱窓口 高齢福祉課 TEL 632-2367

認知症などにより、行方不明になる恐れのある人を介護する家族が、位置探索サービス提供事業者と契約し、サービスに係る費用の一部を助成します。

▶ 高齢者等ホームサポート事業

取扱窓口 高齢福祉課 TEL 632-2367

おおむね65歳以上で介護保険の認定を受けている人や障がい者(手帳所持者)のみの世帯に、日常生活上の軽易な支援を行います(所得制限あり)。

▶ ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業

取扱窓口 市社会福祉協議会 TEL 636-1215
各地区の民生委員

在宅のおおむね70歳以上のひとり暮らしの人で、近所に近親者がいない、安否確認の必要な人に、乳酸菌飲料を直接手渡すことで、安否の確認と孤独感の解消を図ります。

▶ 給付・貸付

取扱窓口 高齢福祉課 TEL 632-2367

▶ 高齢者外出支援事業

年度末において70歳以上の人に、1年度につき1回、交通系ICカード[totra]に福祉ポイント1万ポイント(1万円相当分)の付与または乗車券の交付を行います。関東自動車、JRバス関東の路線バス、地域内交通、ライトラインで利用できる福祉ポイント、または上河内地域路線バス、清原さきがけ号で利用できる乗車券のいずれか1つを選択し、利用することができます。

▶ 緊急通報システム事業

おおむね65歳以上で、状況調査を行った結果、虚弱な一人暮らし等高齢者と認められる場合に、緊急通報装置を設置します。緊急時に緊急通報装置を押すと受信センターに通報され、登録した協力員への確認依頼や救急車の手配を行います(所得により自己負担あり)。

▶ 保険適用外はり・きゅう・マッサージ助成券の交付

在宅で原則70歳以上の人、身体障がい者手帳1・2級所持者などを対象に、保険適用外のはり・きゅう・マッサージの助成券を、年間最高18枚(1枚につき1,000円の助成)交付します。

(広告)

ひとりひとりに
「目配り・気配り・心配り」



茶話本舗デイサービス
若草亭

ヒューマンネットワーク株式会社
〒320-0072 栃木県宇都宮市若草3-11-12
TEL/FAX.028-680-7251
<https://carenation.jp>

平松はり・きゅう院
平松整骨院

医療保険取扱

(針灸、骨折・脱臼の場合医師の同意が必要)

施術時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:00	●	●	●	●	●	●
14:30~19:30	●	●	●	●	●	●

休日:日曜・祝日
駐車場あります。

平松本町1125-5・幸楽苑平松店様並び
☎637-5417

▶ 日常生活用具の給付

おおむね65歳以上の一人暮らしの人や配慮が必要な高齢者世帯にシルバーカーや電磁調理器などの日常生活用具を給付します(所得制限あり)。

▶ 老人福祉補聴器の交付

おおむね65歳以上で、聴覚障がい者に該当せず、次の要件を満たす人に、補聴器を給付します(所得により自己負担あり)。該当聴力レベル=片方の聴力レベルが55デシベル以上90デシベル未満、かつ、もう片方の聴力レベルが55デシベル以上70デシベル未満で専門医師により補聴器の使用が必要と認められた人。

▶ 高齢者にやさしい住環境整備事業

65歳以上で介護保険の要支援以上の認定を受けた高齢者のいる世帯に、日常生活を送りやすくするための住宅改良工事にかかる経費の一部を補助します(所得制限あり)。

+

老人ホーム

▶ 養護老人ホーム

取扱窓口 ▶ 高齢福祉課 TEL 632-2357

65歳以上の人、身体状況や住居などの環境上の理由・経済的理由から自宅での生活が困難な場合に措置入所する施設です。

+

生きがい

▶ シルバー人材センター

取扱窓口 ▶ 市シルバー人材センター TEL 633-5300

おおむね60歳以上の人を対象に働く場を提供します。また、簡単な作業もお請けします。

▶ 老人クラブ

取扱窓口 ▶ 市老人クラブ連合会 TEL 634-4950

おおむね60歳以上の人、自主的な活動を通して親睦を深めながら、地域活動に取り組んでいます。

▶ みやシニア活動センター

取扱窓口 ▶ みやシニア活動センター TEL 632-2368

各種相談や各種講座・講演会などの企画事業を実施し、シニア世代のセカンドライフを支援します。

▶ 老人福祉センター

取扱窓口 ▶ 市社会福祉協議会 TEL 636-1215

市内5館の老人福祉センターでは、高齢者の親睦を深め、健康増進、教養向上のための各種講座などを行っています。60歳以上の人は、利用証の交付を受け(上河内老人福祉センターを除く)、無料で利用できます(60歳未満の人は有料)。身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を持っている人は利用料が免除されます。

▶ 茂原健康交流センター

取扱窓口 ▶ 茂原健康交流センター TEL 654-2815

市民の健康づくり・交流や高齢者の生きがいづくりを目的とした大浴場や温水プールなどを備えた施設です。体操教室や水泳教室などのさまざまな教室を開催しています。

+

市民の皆さんの参加

▶ 善意銀行

取扱窓口 ▶ 市社会福祉協議会ボランティアセンター TEL 636-1285

市民の皆さんの善意による金銭や物品の預託を受け、それらを必要とする施設や個人・団体などに払い出しを行っています。

▶ ファミリーケアサービス

取扱窓口 ▶ 市社会福祉協議会 TEL 636-1215

在宅の高齢者や障がい者、ひとり親世帯などで、日常生活上、家事援助の支援が必要な「利用会員」とサービスを提供する「協力会員」とで構成される、会員制の有償ホームヘルプサービスです。